

(北部管内)
沖縄県における用途地域別の敷地制限

R7.12月現在

		用途地域等											用途地域の指定の無い区域		
		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地	第二種住居地	準住居地	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域		工業専用地域	
容積率	基本(%)	沖縄県地図情報システム(用途地域)又は市町村の都市計画図でご確認ください。											200 本部町備瀬、名護市喜瀬100		
	高層住居誘導地区	-		★対象地区無し					-	★対象地区無し	-	-	-	-	
	前面道路幅員<12m	基本の容積率又は道路幅員(m)×0.4のいずれか小さい方		基本の容積率又は道路幅員(m)×0.4のいずれか小さい方 ★0.6の指定区域無し			基本の容積率又は道路幅員(m)×0.6のいずれか小さい方 ★0.4又は0.8の指定区域無し								
建ぺい率	基本(%)	沖縄県地図情報システム(用途地域)又は市町村の都市計画図でご確認ください。											60 本部町大浜、大谷、渡久地、東は70		
	角地(+10%)	沖縄県建築基準法施行細則第22条に適合しているかを確認してください。 ※「角地」とは便宜的な呼び名であり、実際の「角」であるかどうかは角地の判断に直接関係ありません。													
敷地面積の最低限度		★指定無し											-		
絶対高さ制限		10	12	★区画整理地の一部は12m											-
外壁の後退距離		★指定無し *一部名護市地区計画あり		-											
斜線制限	道路斜線	距離(m)	容積率により変動											20	
		勾配	1.25	1.25 (★1.5の指定区域無し)					1.5				1.5 本部町備瀬、名護市喜瀬1.25		
	隣地斜線	立上がり(m)			20 (★31の指定区域無し)					31				31	
		勾配			1.25 (★2.5の指定区域無し)					2.5				2.5 本部町備瀬、名護市喜瀬1.25	
	北側斜線	立上がり(m)	5		★日影規制適用のため除外					-					
		勾配	1.25												
日影規制	対象建築物	軒高>7m又は地上階数≥3		高さ>10m			高さ>10m								
	平均地盤面からの高さ(m)	1.5m		4m			4m				(条例第29条) ※規制無し				
	規制時間	法別表第4(に)欄の号	(3)		(3)			(2)				(条例第29条) ※規制無し			
		5m<, ≤10m	5		5			5							
	>10m	3		3			3								
容積率の限度に応じた道路斜線適用距離		≤200% 200%<, ≤300% 300%<, ≤400% 400%<		… 20m … 25m … 30m … 35m			※20mの指定区域無し ※25mの指定区域無し ※30mの指定区域無し				≤400% … 20m 400%<, ≤600% … 25m 600%<, ≤800% … 30m 800%<, ≤1000% … 35m 1000%<, ≤1100% … 40m 1100%<, ≤1200% … 45m 1200%< … 50m				20m
		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地	第二種住居地	準住居地	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	用途地域の指定の無い区域	

★ 都市計画法、地区計画条例等によりさらに制限が付与される場合があります。詳しくは担当課までお問い合わせください。

* 宇茂佐第二地区地区計画あり

※ 関係法令：建築基準法、建築基準法施行条例